

## 第20回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月25日(火)午前9時00分から午前10時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣

5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第28号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん委員会審議結果報告について

第 5 報告第29号 非農地証明の結果報告について

第 6 議第107号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議第108号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 8 議第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)

第 9 議第110号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(所有権の移転)

第10 議第111号 農用地利用集積に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 淀野 拓也、主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第20回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席1番高橋睦子委員、議席3番後藤満良委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第28号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第28号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。8月申し出件数1件、田2, 308㎡。支援センターへの調整決定件数1件、2, 308㎡。支援センター保有分売渡し件数2件、19, 833㎡。所有権移転合計3件、田22, 141㎡。利用権の設定。8月申し出件数1件、532㎡。個人への調整決定件数1件、532㎡。利用権設定合計1件、田532㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第29号非農地証明の結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

8ページをご覧ください。議第29号非農地証明の結果報告について。通知件数は2件です。  
(非農地証明についてを朗読により説明)以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、議第107号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

11ページをご覧ください。議第107号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は2件です。

(議第107号1番及び2番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第108号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

12ページをご覧ください。議第108号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第108号1番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男委員

番号1番について、9月17日山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われまます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第109号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

13ページをご覧ください。議第109号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第109号1番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して現地調査等の結果について本職より報告いたします。

10番 大沼 藤一

番号1番について、9月19日牛谷推進委員が現地を確認しました。今回の申請は父が祖父の農地を相続したが、父が経営移譲年金を受給しているため、孫に使用貸借するものです。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第110号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

14ページをご覧ください。議第110号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第110号1番及び2番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、整備の上、駐車場として使用するものです。農地区分は農振農用地区域内の第2種農地と判断されます。所在は、資料3ページをご覧ください。県道南陽川西線上高豆菘公民館の南側に位置しています。4ページは土地利用計画図。費用は土地取得費●●円です。

資金計画につきましては、自己資金、地縁団体の通帳で確認しています。雨水については地下浸透です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

番号2番について説明します。工事計画は、許可後着工し、盛り土を行い駐車場及び雪捨て場として使用するものです。

農地区分は農振農用地区域内の第2種農地と判断されます。所在は、資料7ページを

ご覧ください。旧農協大塚支店、倉庫跡地の南側に位置しています。8ページは土地利用計画図。費用は土地取得費●●円です。資金計画につきましては、自己資金、通帳で確認しています。雨水については地下浸透です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席6番新野庄右工門委員より報告願います。

6番 新野庄右工門委員

番号1番について、平成30年9月13日 黒澤代理、私と事務局で現地調査をしてきました。部落公民館の駐車場にする申請です。

申請の土地は、高豆菘地内の田ではありますが、現況は既に盛り土されております。高豆菘の基盤整備事業で、非農用地として換地されております。

番号2番についても、平成30年9月13日 黒澤代理、私と事務局で現地調査をしてきました。駐車場及び雪捨て場にする申請です。

申請の土地は、大塚地内の畑ではありますが、現況は既に盛り土され、一部砂利が敷かれているため、農地の所有者から始末書が出されております。

以上、問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第111号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

議第10号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

15ページです。(議第111号本文及び整理番号7704番及び7707番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7704番及び7707番について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これをもちまして、第20回川西町農業委員会総会を閉会いたします。